

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和８年８月１９日

下関市役所豊浦総合支所長 永 峰 猛

- １．業 務 名 下関北部建設事務所ネットワークハードディスク等賃貸借業務
- ２．契約内容 別紙１「仕様書」のとおり
- ３．契約期間 契約締結日から令和１３年１０月３１日まで
※地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約。
長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。
- ４．履行期間 令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日まで
- ５．入札条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないものであること。
 - （２）この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （３）入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。
 - （４）令和８年８月１日現在の下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「賃貸借（リース）」の「コンピュータ及び周辺機器」に登録されており、かつ、下関市内に本社、本店、支店又は営業所等があること。
 - （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- ６．申請方法
別紙２「入札参加資格確認申請書」に添付書類を付し、豊浦総合支所下関北部建設事務所（〒７５９－６３０１ 下関市豊浦町大字川棚６８９５番地１）に提出すること。ファクシミリでの送付は不可とする。
郵送の場合は、書留郵便物に限り受付けるが、次項に示す期間内に必着のこと。

7. 申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和8年8月31日（月）16時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。

8. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年9月9日（水）までに通知することとし、承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

9. 質問の方法

- (1) 本契約に関する質問は、豊浦総合支所下関北部建設事務所にファクシミリにより提出のこと。

FAX番号 083-774-1709

- (2) 質問の期限は、令和8年8月26日（水）17時までとする。

- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

10. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年9月16日（水）10時00分

- (2) 入札場所 下関市役所豊浦総合支所2階 小会議室
(下関市豊浦町大字川棚6895番地1)

11. 入札方法

- (1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

- (2) 入札において使用する入札書は、別紙4「入札書」を使用すること。

- (3) 入札書に記載する額は、60月間にかかる賃貸借料金の総額とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

- (4) 代理人をして入札させるときは、別紙5「委任状」を提出すること。

- (5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない。）につき、1名までとする。

12. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場 所 下関市役所豊浦総合支所下関北部建設事務所
下関市ホームページ

- (2) 日 時 公告日から令和8年8月31日（月）16時まで

14. その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を豊浦総合支所下関北部建設事務所に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

- (3) 入札に参加する者に必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入

- 札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
- ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (9) 入札契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

15. 問い合わせ先

〒759-6301

下関市豊浦町大字川棚6895番地1

豊浦総合支所下関北部建設事務所 担当 瀬本

電 話 083-772-4027

FAX 083-774-1709